

# 企画総務委員会

令和5年6月13日

## 1 前期委員会の懸案事項について

## 2 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) 納涼の夕べの実施について 【資料】
- (2) キオスク端末機（マルチコピー機）の設置について 【資料】
- (3) 土曜開庁の実施状況について 【資料】
- (4) 税制改正について 【資料】
- (5) 戦没者追悼式の開催について 【資料】
- (6) 納涼民踊の集いの開催について 【資料】
- (7) 第61回千代田区民体育大会について 【資料】

### 【政策経営部】

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う規定整備について 【資料】
- (2) 千代田区公共施設等総合管理方針の改定について 【資料】
- (3) 雉子橋補修補強工事に係る入札状況について 【資料】
- (4) 新川橋塗装塗替等工事に係る入札状況について 【資料】
- (5) 災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について 【資料】
- (6) 災害対策用備蓄物資（水）の購入について 【資料】
- (7) 区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について 【資料】
- (8) 区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について 【資料】
- (9) 明大通りⅡ期歩道拡幅工事について 【資料】
- (10) 和泉公園周辺地区道路整備工事について 【資料】

### 【会計室】

- (1) 令和4年度 各会計決算額（速報） 【資料】

## 3 その他

## 納涼の夕べの実施について

「皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流し千代田区納涼の夕べ」は、戦後の荒廃した人々の心を癒そうと夏の風物詩として昭和33年から始まり、皇居のお濠に灯ろうを放流する「唯一の灯ろう流し」として、お子様からご高齢の方など、幅広い年齢の方々が千鳥ヶ淵に集う事業として親しまれています。

毎年、乗船希望者が定員より多く抽選になっていたことから、より多くの方が参加できるよう、昨年度より2日間開催としています。

近年は国内外から日本らしい風物詩を求めて多くの方が訪れ、東京都心の夏夜に、願いと希望を込めた灯ろうの光が、お濠の水面に揺らめく幻想的な風景を作り出しています。

### 1 概要

#### (1) 開催日

令和5年7月26日（水）・27日（木）18:00～20:00  
（小雨決行、雨天・強風の際はボートの乗船は中止）

#### (2) 場 所

千鳥ヶ淵（乗船場所：区営千鳥ヶ淵ボート場）

#### (3) 主催

千代田区、（一社）千代田区観光協会

#### (4) 申し込み方法等

①乗船（Web申し込み。ボート場から乗船し、願いを書いて、自ら千鳥ヶ淵の水上から灯ろうを流す）

#### ②灯ろう

- ・観光案内所での事前販売（観光案内所で購入し、記入）
- ・Web予約（事前にWebから予約し、イベント当日、緑道のテントで受け取り）
- ・当日販売（千鳥ヶ淵緑道のテントで購入し、記入）



	① 乗船	② 灯ろう		
		事前販売	Web 予約販売	当日販売
料金	5,000 円/組	1,500 円/個	1,500 円/個	1,500 円/個
申込・購入方法	・Web ・定員以上の申込みがあった場合抽選	観光協会 観光案内所	Web	千鳥ヶ淵 緑道テント
中止時の返金	返金する	返金する	返金する	販売しない

## 2 スケジュール

- 6月20日 広報千代田による案内開始  
①乗船者受付（Web）  
②観光協会案内所での灯ろう販売・記入開始。
- 6月30日 乗船応募締切
- 7月5日 当選連絡
- 7月25日 灯ろう事前販売終了
- 7月26日 イベント1日目
- 7月27日 イベント2日目

## 3 前回(令和4年)からの変更点

- ① 灯ろうのLED化
- ② (①に伴う) 灯ろう料金の費用増 (別表参照)
- ③ 灯ろうのインターネット事前予約販売
- ④ 来場者数の増を踏まえ、イベント運営を総合的に委託化 (設営、イベント運営、救護、警備及び外国語対応の充実)
- ⑤ 観光協会の特設サイトを多言語化 (英語、中国語、韓国語は自動翻訳)

(別表)

	令和5年度	令和4年度
灯ろう	1,500円/個 (事前・予約・当日販売)	1,000円/個 (事前・当日販売のみ)
ボート乗船	5,000円/組 (3名まで) ※人数に関わらず料金は定額 灯ろう3個付	大人2,000円/人 小人1,000円/人 乗船料500円/艘 灯ろう3個付

## 4 その他

千鳥ヶ淵に集う人々に千代田区をPRするため、会場テントで千代田区の観光案内や、ガイドマップを配布



## キオスク端末機（マルチコピー機）の設置について

### 1. 設置場所及び稼働日

総合窓口課及び麴町出張所・万世橋出張所  
令和5年7月3日(月)から稼働

### 2. 取得可能な証明書、取得可能な時間及び発行手数料

取得可能な証明書	取得可能時間	端末手数料	窓口手数料
住民票の写し	(窓口開庁時間) 午前8時30分～午後5時 月～金曜日及び第3土曜日 ※出張所は平日のみ ※千代田区民のみ利用可能 ※戸籍・附票の証明書は、千代田区に本籍がある方のみ	200円	300円
印鑑登録証明書			
税証明書			
附票事項証明書		350円	450円
戸籍事項証明書			

(参考)コンビニでの取得可能時間

- ・戸籍・附票以外の証明書は、午前6時30分～午後11時
- ・戸籍・附票証明書は平日の午前9時～午後7時。土曜日の午前9時～午後5時  
(いずれの証明書も12月29日～1月3日、システム休止日を除く)

### 3. キオスク端末機の特徴

- ・操作がしやすいよう15インチの大画面操作パネル
- ・操作画面の角度が変更できるので、車椅子でも利用可能
- ・多言語対応(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)
- ・1,000円札利用可能

## 土曜開庁の実施状況について

総合窓口課では、令和 2 年 4 月から窓口の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から土曜日と夜間の開庁を休止した。

しかし、区民から土曜開庁についての要望があったため、年間の窓口利用件数やニーズを勘案して、月 1 回の土曜開庁が必要であるとの判断から令和 4 年 7 月から第 3 土曜日の開庁を試行的に再開した。

その実績の検証及び今後の制度変更等の状況を踏まえた結果、当面の間、本試行内容を継続していくこととする。

### 1. 窓口開庁時間

令和 4 年 7 月～(試行開始)

- ・平日 8 時 30 分から 17 時まで
- ・土曜日 毎月第 3 土曜日 8 時 30 分から 17 時まで  
(第 3 土曜日が祝日の場合は、第 4 土曜日)

### 2. 土曜来庁の目的別状況

令和 4 年 7 月 16 日から令和 5 年 5 月 20 日まで毎月第 3 土曜日開庁 13 回  
(3 月、4 月は月 2 回開庁)

	総数(通数・件数)	1 日(通数・件数)
来庁者数	2,053 人	158 人
戸籍届出(婚姻・出生・死亡など)	80	6
戸籍証明(戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票、除籍謄本など)	1,054	81
住民異動届(転入・転出・転居など)	382	29
住民票の写し	514	39
除票の写し、記載事項証明書等	46	4
印鑑登録	120	9
印鑑登録証明書	260	20
マイナンバーカード手続き	552	42
税証明書	55	4
税・保険料の納付等	8	1

※黄:コンビニ交付・納付、モバイルレジサービス、ワンストップサービス可能

※青:宿直窓口で夜間、休日受付可能

※緑:毎週土曜日対応

### 3. マイナンバーカードを利用したコンビニ交付証明書発行実績

平成 31 年 2 月から開始しているマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付は、夜間・早朝や休日に全国のコンビニに設置してあるキオスク端末機(マルチコピー機)から証明書を取得することが出来るため、マイナンバーカードの保有率の増加とともに利用者が年々増加している。

また、今年の 4 月からコンビニ交付の手数料を窓口での発行より 100 円減額しているため、さらにコンビニ交付の利用者が増加している。

取得可能な証明書	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
住民票	11,439	8,450	5,260	2,986	359
印鑑登録証明書	7,171	5,290	3,783	2,195	250
税証明書	1,303	980	580	230	22
戸籍事項証明書	8,354	4,724	2,862	1,677	115
戸籍の附票の写し	681	479	297	132	18
合計	28,948	19,923	12,782	7,220	764

	1 か月平均発行枚数
平成 30 年度	63
令和元年度	601
令和 2 年度	1,065
令和 3 年度	1,660
令和 4 年度	2,412
令和 5 年 4 月	3,300
令和 5 年 5 月	2,997

### 4. マイナンバーカードの保有状況

	令和 5 年度(5 月末)	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
保有人数	44,220	41,366	31,617	23,100
保有率(%)	64.6	60.6	47.0	34.4

## 5. マイナンバーを活用した転入・転出ワンストップサービス

令和5年2月6日からマイナンバーカードを利用して、区役所の窓口に来庁せずにスマートフォンで転出手続きと転入予約を行うことの出来る転入・転出ワンストップサービスを開始している。

2/6～5/31の転出手続き利用者は515人で、転出者の約16%が利用しており、利用者が増加している。

## 6. 戸籍謄本等の広域交付

戸籍謄本等の広域交付が、令和5年度中に開始が予定されており、本籍地以外の自治体の窓口で戸籍謄抄本の請求が可能となる。

## 7. 今後の方針

- ・令和4年7月から開始している第3土曜開庁の開庁を継続実施する。
- ・3月及び4月は、転出入の手続きが多くなるため、月2回開庁する。その他、状況に応じて臨機応変に対応する。
- ・マイナンバーカード関係の手続きについては、当面の間、毎週土曜日に受付を行う。

## 税制改正について

### 1 税制改正に伴う地方税の改正

地方税法の一部改正に伴い、千代田区特別区税条例(昭和39年千代田区条例第37号)に係る特別区民税、軽自動車税並びに特別区たばこ税の規定を整備する。

### 2 改正概要

#### ① 特別区民税

##### (1) 森林環境税の徴収(R6.1.1)

森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。均等割として年額1,000円を賦課徴収する。

##### (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例(R5.7.1)

適用期限を3年間延長する。

##### (3) 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例(R5.7.1)

適用期限を3年間延長する。

##### (4) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化(R7.1.1)

扶養親族等申告書について、扶養親族の氏名・続柄・生年月日等を省略できる様式を新設する。

#### ② 軽自動車税

##### (1) 環境性能割の税率区分の見直し(R5.7.1)

現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、令和6年1月、令和7年4月と段階的に引き上げる。

##### (2) グリーン化特例(種別割)の延長(R5.7.1)

軽自動車のグリーン化特例について、適用期限を3年延長する。

##### (3) 燃費・排ガス不正行為への対応(種別割・環境性能割)(R6.1.1)

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。



(4)特定小型原動機付自転車の新設(R5.7.1)

電動キックボード等に対応する車両区分として「特定小型原動機付自転車」が新たに定義され、改めて原動機付自転車の類として課税する。  
税率 2,000 円とする。

③たばこ税

(1)たばこ税の申告納付の手続についての様式追加(R5.7.1)  
様式を整備する。

3 施行予定日

各項目に記載(令和5年7月1日, 令和6年1月1日, 令和7年1月1日)

## 戦没者追悼式の開催について

先の大戦で亡くなられた方々をしのび、追悼の意を表すとともに、世界の恒久平和を祈るため、戦没者追悼式を開催する。

### 1 日時

令和 5 年 7 月 13 日（木）午後 6 時 30 分から（小雨決行 雨天中止）

### 2 場所

千鳥ヶ淵戦没者墓苑（千代田区三番町 2）

### 3 内容

- （1）式前演奏（九段中等教育学校吹奏楽部）
- （2）篝火点火（海洋少年団）
- （3）黙とう
- （4）追悼の辞
- （5）平和への決意（令和 4 年度平和使節団団員）
- （6）献 花
- （7）追悼演奏（九段中等教育学校吹奏楽部）

※どなたでも参加可能。

※広報千代田 6 月 20 日号、ホームページ等で周知。

## 納涼民踊の集いの開催について

「納涼民踊の集い」は、靖国神社参道にある大村益次郎像台座に特設やぐらを設置して行う盆踊り大会である。新型コロナウイルスの影響により中止が続いていたが、今夏、令和元年度以来 4 年ぶりに開催する。

### 1 日 時

令和 5 年 7 月 1 3 日（木）から 1 6 日（日）までの 4 日間

時間は、いずれも午後 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで(小雨決行 雨天中止)

### 2 場 所

靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺（九段北 2 - 1）

### 3 内 容

同じ期間、靖国神社では「みたままつり」が開催され、たくさんの来場者が千代田区民踊連盟の方々と共に、特設やぐらの周りを幾重にも重なる“輪”になって踊る。

### 4 主 催

千代田区・千代田区体育協会

### 5 主 管

千代田区民踊連盟

※広報千代田 6 月 2 0 日号、ホームページ等で周知。

## 第 61 回千代田区民体育大会について

### 1 開催日時

令和5年11月12日（日） 9時30分から15時30分まで

### 2 会場

外濠公園総合グラウンド（千代田区五番町先）

### 3 実施主体

#### （1）実施委員会

##### ① 目的

区民体育大会の運営に関して、実施計画の立案や競技種目、体育大会の円滑化に関すること等を審議し、積極的に推し進める。

##### ② 構成員

体育協会、スポーツ推進委員協議会、連合町会、小・中学校のPTA、青少年委員会、障害者共助会、区内マンション関係団体が推薦する委員で、計42名で構成する。

#### （2）運営委員会

大会の具体的な実施内容について検討を行い、主に体育協会、スポーツ推進委員協議会、障害者共助会で構成する。

#### （3）開催状況

##### ・ 令和5年度千代田区民体育大会 第1回実施委員会

令和5年5月31日（水）実施

議 題

- ・ 千代田区民体育大会実施大綱（案）について
- ・ 人工芝生化に伴う対応について

報告事項 4件

### 4 スケジュール（予定）

令和5年 6月	第1回 運営委員会
令和5年 7月28日（金）	第2回 実施委員会
令和5年 8月	第2回 運営委員会
令和5年 9月	第3回 実施委員会
令和5年11月12日（日）	第61回 千代田区民体育大会
令和5年12月	第4回 実施委員会

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の 改正に伴う規定整備について

### 1 経緯

#### (1) 建築基準法関係

共同住宅等における高効率給湯設備の機械室等について、建築審査会の同意を得ることで容積率への不算入が認められるが、手続きの円滑化が求められていた。

建築基準法が改正されたことにより、省令に定める基準に適合することで容積率緩和が認められる特例が制度化されたため、簡素化された建築物容積率の特例認定に係る申請手数料を新設する。

#### (2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

再生可能エネルギーの利用拡大の観点から、低炭素建築物の認定基準及び建築物省エネルギー法の認定基準において、Z E H や Z E B 基準の省エネ性能を目指すこととされた。

これに伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が改正され、省エネ計算によらず Z E H 基準の省エネ性能に適合することが確認できる一戸建て住宅及び共同住宅の誘導仕様基準が追加されたため、低炭素建築物及び建築物省エネルギー法の認定に係る誘導仕様基準による申請手数料を新設する。

### 2 主な内容

- (1) 建築物の容積率の特例認定申請手数料を新設する。
- (2) 低炭素建築物及び建築物省エネルギー法の認定に係る誘導仕様基準による申請手数料を新設する。
- (3) 建築物の高さの許可申請手数料などの当区で想定されない手数料を削除する。
- (4) 新設に伴う表中の項ずれを修正する。 など

### 3 施行予定日

公布の日

## 千代田区公共施設等総合管理方針の改定について

### 1 改定の背景

千代田区公共施設等総合管理方針は、区有施設と都市基盤施設の現状や将来の見通しを整理するとともに、管理に関する方針や今後の方向性を示したものである。国の指針を踏まえて平成 29 年 3 月に策定したもののだが、公共施設を取り巻く情勢が変化していることや、国の指針自体が改訂されたことを受け、今年度から来年度にかけて見直しを行う。

#### 《現在の総合管理方針(H29.3策定)における記載》

区有施設	都市基盤施設
①適切な保全を実施 →点検の実施と安全確保、 長期的コストの平準化手法の適用など	①維持管理、改修の確実な実施 →点検・診断による必要箇所の抽出、優先 度を考慮した対策の実施
②質の高いサービスを適正なコストで →状況変化を捉えたサービス見直しなど	②長期的視点からのコスト縮減 →維持管理計画の策定、新技術を活用など
③総量の適正化 →環境等に配慮した必要規模の検討など	③都市機能更新やまちづくりとの調和 →民間が創意工夫できる事業手法の活用等

### 2 改定の視点（案）

- (1)国の指針に基づく基本的事項の更新(施設保有量や更新経費等)
- (2)公有財産白書等の既存資料の取り込み(施設に係る方針等の統合)
- (3)課題の整理と管理の方針の見直し(長寿命化、脱炭素化等)
- (4)施設ごとの改修時期などの保全・整備計画の整理

### 3 改定にあたっての体制とプロセス

#### (1)庁内検討会の設置

全庁的な課題把握と整理を行うために、改定に向けた庁内検討会を設置する。また、外部の公共施設マネジメントの専門家から適宜助言をもらいながら検討を進めていく。

#### (2)意見聴取、区民世論調査等の実施

区民世論調査や区政モニターを活用して公共施設を利用する区民等の意向を把握する。  
また、改定内容に区民等の意見を反映するため、意見聴取やパブリックコメントを実施する。

### 4 作業スケジュール（予定）

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 令和5年 6月 | 改定業務の事業者選定(プロポーザル方式) |
| 8月      | 庁内検討会の開催(以降、随時開催)    |
| 11月     | 素案の作成及び素案に対する意見聴取の実施 |
| 令和6年 3月 | 案の作成                 |
| 4月      | パブリックコメント実施          |
| 7月      | 千代田区公共施設等総合管理方針の改定   |

## 雉子橋補修補強工事に係る入札状況について

### 1 工事場所

千代田区一ツ橋二丁目 2 番先～千代田区一ツ橋一丁目 2 番先

### 2 工事概要

#### 【橋梁概要】

竣工年：大正 14 年 10 月 橋長：32.156m

幅員：27m (4.5m+18m+4.5m) 構造：鋼 2 ヒンジアーチ橋

#### 【施工内容】

昼夜間施工

橋梁部：支承交換、支柱交換、塗装塗替、橋側灯設置、橋面舗装・防水、  
高欄交換、車両用防護柵設置、伸縮装置設置、親柱部材交換・照明再  
設置 等

道路部：歩道拡幅、歩行空間・自転車走行空間の整備、歩道の保水性ブロッ  
ク舗装、街路灯の LED 化 等

### 3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 12 月 20 日まで

### 4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

### 5 入札結果（6 月 6 日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 東洋建設株式会社 関東支店 常務執行役員支店長 舘下 章	3,825,800,000 円

予定価格（事前公表） 4,399,461,000 円（税込み）

## 新川橋塗装塗替等工事に係る入札状況について

### 1 工事場所

千代田区飯田橋二丁目 18 番先～千代田区西神田三丁目 5 番先

### 2 工事概要

#### 【橋梁概要】

竣工年：昭和 2 年 8 月 橋長：27m 幅員：11.5m (2.75m + 6 m + 2,75m)

構造：鋼ゲルバー橋

#### 【施工内容】

昼夜間施工

塗装塗替、主桁鋼部材の補修、コンクリート床版補修、橋梁灯の LED 化 等

### 3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 6 月 30 日まで

### 4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

### 5 入札結果（6 月 7 日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
NITTO・佐藤建設共同企業体 (代表者) 東京都中央区東日本橋二丁目 8 番 5 号 株式会社 NITTO 東京支店 支店長 市嶋 好記	346,500,000 円

予定価格（事前公表） 389,369,200 円（税込み）



## 災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について

### 1 購入品目

品 名	数 量
非常用圧縮毛布	9,720 枚

### 2 納入場所

区が指定する箇所

### 3 納入期限

令和 6 年 2 月 29 日

### 4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

### 5 入札結果（6月2日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区神田小川町三丁目 24 番地 1 株式会社清水商会 東京支店 取締役支店長 田村 真利子	45,441,000 円

## 災害対策用備蓄物資（水）の購入について

### 1 購入品目

品 名	数 量
ミネラルウォーター（500ml）	281,160 本

### 2 納入場所

区が指定する箇所

### 3 納入期限

令和 6 年 2 月 29 日

### 4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

### 5 入札結果（6月2日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区外神田六丁目 13 番 13 号 株式会社赤尾 東京本社 取締役東京本社統括 村松 輝彦	25,506,835 円

## 区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について

### 1 購入品目

品 名	数 量
テーブル、椅子、収納棚等	3,265

### 2 納入場所

区が指定する箇所

### 3 納入期限

令和 6 年 2 月 2 日

### 4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

### 5 入札結果（5月31日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 1 号 ジャンボ株式会社 代表取締役 竹内 康	173,800,000 円

## 区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について

### 1 購入品目

品 名	数 量
体育用具、家庭科用品、理科用品、図工用品、保健用品	930

### 2 納入場所

区が指定する箇所

### 3 納入期限

令和 6 年 2 月 2 日

### 4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

### 5 入札結果（5月30日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 1 号 ジャンボ株式会社 代表取締役 竹内 康	20,130,000 円

## 明大通りⅡ期歩道拡幅工事について

1. 契約日 令和 3 年 12 月 10 日
2. 契約の相手方 大林道路株式会社  
東京都千代田区神田猿樂町二丁目 8 番 8 号  
代表取締役 黒川 修治
3. 契約見込金額
- |       |               |                    |
|-------|---------------|--------------------|
| 当 初   | 339,900,000 円 |                    |
| 第 1 回 | 341,532,400 円 | (令和 5 年 1 定専決報告)   |
| 増減額   | 1,632,400 円   | 0.5%増              |
| 第 2 回 | 351,445,600 円 | (令和 5 年 2 定専決報告予定) |
| 増減額   | 9,913,200 円   | 2.9%増              |
4. 変更内容
- ・大型標識の基礎撤去取り止めによる減額
  - ・都道照明の移設取り止めによる減額
  - ・交通誘導員増による増額
5. 契約期間
- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 当初      | 契約締結日の翌日～令和 5 年 5 月 31 日 |
| 第 1 回変更 | 工期変更なし                   |
| 第 2 回変更 | 契約締結日の翌日～令和 5 年 7 月 10 日 |

## 和泉公園周辺地区道路整備工事について

1. 契約締結日 令和3年12月10日

2. 契約の相手方 常盤工業株式会社  
東京都千代田区九段北四丁目2番38号  
代表取締役社長 齊藤 健

3. 契約見込金額	当初	323,400,000 円	
	第1回	408,448,700 円	(令和5年1定変更議決)
	増減額	85,048,700 円	26.3%増
	第2回	414,472,300 円	(令和5年2定専決報告予定)
	増減額	6,023,600 円	1.5%増

### 4. 変更内容

- ・横断抑止柵の変更による増額
- ・舗装範囲の追加等による増額
- ・交通誘導員増による増額

### 5. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和5年3月31日
第1回変更	契約締結日の翌日～令和5年6月30日
第2回変更	工期変更なし

令和4年度 各会計決算額(速報)

令和5年5月31日

<b>1 一般会計</b>			
予算現額 (A)	77,623,525,000 円		
	内訳	現年度	76,616,520,000 円
		繰越明許費	1,007,005,000 円
歳入総額 (B)	68,569,078,384 円 (収入率 88.3 % )		
歳出総額 (C)	66,256,486,472 円 (執行率 85.4 % )		
歳入歳出 差引額 (B-C=D)	2,312,591,912 円		
翌年度へ繰り越すべき財源			
繰越明許費繰越額 (E)	552,473,000 円		
(注)繰越明許費繰越額=繰越明許費 - 未収入特定財源			
未収入特定財源	108,832,000 円	国庫補助金	繰越明許費
	57,854,000 円	都補助金	
	644,148,000 円	基金繰入金	私立保育所等整備補助(私立保育所)
	5,082,000 円	その他	文化財保護事業運営(文化財調査・研究)
			放置自転車対策
			地球温暖化対策(地球温暖化対策の推進)
			道路維持管理(維持補修等)
			バリアフリー歩行空間の整備(電線類地中化の推進)
			自転車通行環境整備
			公園・児童遊園の整備(東郷元帥記念公園の整備)
			排水場維持管理
			本庁舎管理(本庁舎管理)
			計
実質収支額 (D-E)	1,760,118,912 円		
<b>2 国民健康保険事業会計</b>			
予算現額 (A)	5,813,930,000 円		
歳入総額 (B)	7,039,788,939 円 (収入率 121.1 % )		
歳出総額 (C)	5,619,855,668 円 (執行率 96.7 % )		
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)	1,419,933,271 円		
<b>3 介護保険特別会計</b>			
予算現額 (A)	4,746,958,000 円		
歳入総額 (B)	4,459,047,629 円 (収入率 93.9 % )		
歳出総額 (C)	4,139,148,092 円 (執行率 87.2 % )		
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)	319,899,537 円		
<b>4 後期高齢者医療特別会計</b>			
予算現額 (A)	1,978,524,000 円		
歳入総額 (B)	1,984,643,093 円 (収入率 100.3 % )		
歳出総額 (C)	1,883,585,395 円 (執行率 95.2 % )		
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)	101,057,698 円		

各会計決算額 対前年度比

区分	一般会計			国民健康保険事業会計			介護保険特別会計			後期高齢者医療特別会計			合計		
	令和4年度	令和3年度	増減率	令和4年度	令和3年度	増減率	令和4年度	令和3年度	増減率	令和4年度	令和3年度	増減率	令和4年度	令和3年度	増減率
予算現額	円 77,623,525,000	円 75,430,654,000	% 2.9	円 5,813,930,000	円 5,830,824,000	% △ 0.3	円 4,746,958,000	円 4,793,351,000	% △ 1.0	円 1,978,524,000	円 1,896,994,000	% 4.3	円 90,162,937,000	円 87,951,823,000	% 2.5
歳入総額	68,569,078,384	65,685,562,805	4.4	7,039,788,939	7,022,210,066	0.3	4,459,047,629	4,430,350,260	0.6	1,984,643,093	1,824,137,295	8.8	82,052,558,045	78,962,260,426	3.9
歳出総額	66,256,486,472	63,476,217,688	4.4	5,619,855,668	5,631,544,467	△ 0.2	4,139,148,092	4,118,238,825	0.5	1,883,585,395	1,732,457,816	8.7	77,899,075,627	74,958,458,796	3.9
歳入歳出 差引額	2,312,591,912	2,209,345,117	4.7	1,419,933,271	1,390,665,599	2.1	319,899,537	312,111,435	2.5	101,057,698	91,679,479	10.2	4,153,482,418	4,003,801,630	3.7
繰越明許 費繰越額	552,473,000	487,957,000	13.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	552,473,000	487,957,000	13.2
実質 収支額	1,760,118,912	1,721,388,117	2.2	1,419,933,271	1,390,665,599	2.1	319,899,537	312,111,435	2.5	101,057,698	91,679,479	10.2	3,601,009,418	3,515,844,630	2.4
収入率	% 88.3	% 87.1	—	% 121.1	% 120.4	—	% 93.9	% 92.4	—	% 100.3	% 96.2	—	% 91.0	% 89.8	—
執行率	% 85.4	% 84.2	—	% 96.7	% 96.6	—	% 87.2	% 85.9	—	% 95.2	% 91.3	—	% 86.4	% 85.2	—



## 予備費の充用について

### 1 予算額

450,000千円

### 2 充用額

196,420千円

(1) 地域振興一般事務費	10,285千円
(2) 全庁LANの運営	77,923千円
(3) 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金	75,678千円
(4) 本庁舎管理	32,534千円

### 3 充用目的

- (1) マイナポイント申請期限延長に伴う支援窓口及びコールセンター業務延長のため
- (2) 全庁LANリプレース後の内部事務業務（総合行政システム）円滑処理のため
- (3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施するため
- (4) 九段第三合同庁舎における電力機器調査のため

### 4 充用月日

- (1) 令和5年4月1日
- (2) 令和5年4月1日
- (3) 令和5年4月27日
- (4) 令和5年5月1日